

# 兵庫県公報

平成20年4月1日 火曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

告 示	ページ
昭和39年兵庫県告示第332号の11(かいに指定した出先機関)の一部改正(会計課) .....	1
昭和39年兵庫県告示第409号の3(会計管理者の権限に属する事務の一部の委任)の一部改正(同) .....	1
昭和39年兵庫県告示第409号の4(会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任)の一部改正(同) .....	1

## 告 示

### 兵庫県告示第380号の3

昭和39年兵庫県告示第332号の11(かいに指定した出先機関)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

知事の管理に属するもの中「生活科学研究所」を「生活科学総合センター」に、「総合衛生学院 衛生学院」に、「精神保健福祉センター」を「精神保健福祉センター」に改める。  
「総合衛生学院 厚生専門学院」を「総合衛生学院」に、「精神保健福祉センター のじぎく療育センター」を「精神保健福祉センター」に改める。

### 兵庫県告示第380号の4

昭和39年兵庫県告示第409号の3(会計管理者の権限に属する事務の一部の委任)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

表部局における予算の執行事務を所掌する課におかれる出納員の項中3の次に次のように加える。

- 4 警察本部会計課の出納員にあっては、前3項に掲げる事務のほか、警察本部で支出する1件100万円未満の物品購入費に係る支出負担行為の確認に関すること(直接払を要するもの及び備品購入費を除く。)。表中「契約物品係長」を「物品係長」に改める。

### 兵庫県告示第380号の5

昭和39年兵庫県告示第409号の4(会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

表中「企画管理部企画調整局総務課出納員」を「企画県民部企画財政局総務課出納員」に改める。

表県民局出納員の款県税事務所管理課又は収税管理課分任出納員の項中3を5とし、5の前に次のように加える。

- 4 地方税法第48条に基づく徴収及び滞納処分に係る歳入歳出外現金の収納及び保管をすること。  
表県民局出納員の款県税事務所管理課又は収税管理課分任出納員の項中2を3とし、3の前に次のように加える。
- 2 当該県税事務所における収入証紙の売りさばきに係る次に掲げる事務

- (1) 現金の収納及び保管をすること。
- (2) 物品の出納及び保管をすること。
- (3) 現金及び物品の記録管理をすること。

表県民局出納員の款県税事務所経理員の項再委任を受けた事務の欄に次のように加える。

- 3 出張先における地方税法第48条に基づく徴収及び滞納処分に係る歳入歳出外現金の収納及び保管事務  
表神戸県民局出納員の款から阪神北県民局出納員の款まで中「記録管理事務」の右に「(収入証紙の売りさばきに係る事務を除く。)」を加える。

表東播磨県民局出納員の款中「東播磨生活科学センター分任出納員」及び「加古川健康福祉事務所分任出納員」を削り、「記録管理事務」の右に「(収入証紙の売りさばきに係る事務を除く。)」を加える。

表西播磨県民局出納員の款及び但馬県民局出納員の款中「記録管理事務」の右に「(収入証紙の売りさばきに係る事務を除く。)」を加える。